

入札監理小委員会
第475回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第475回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年9月22日(金)15:00～16:15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

○J F - N E T運用管理支援等業務((独)国際交流基金)

2. 実施要項(案)の審議

○教育訓練講座受講環境整備事業(厚生労働省)

3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、若林専門委員、早津専門委員、大山専門委員

((独)国際交流基金)

総務部 システム管理課 高橋課長、田村課長補佐

総務部 総務課 稲見課長

経理部 会計課 平林課長

(厚生労働省)

人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室

外山調査官、白川職業能力開発指導官、北里係長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第475回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人国際交流基金のJ F - N E T運用管理支援等業務の事業評価(案)、2つ目に、厚生労働省の教育訓練講座受講環境整備事業の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、独立行政法人国際交流基金のJ F - N E T運用管理支援等業務の事業評価(案)の審議を始めたいと思います。事業の実施状況について、独立行政法人国際交流基金総務部システム管理課の高橋課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋課長 国際交流基金システム管理課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、J F - N E T運用管理支援等業務の実施状況について説明をさせていただきます。いただいた時間が10分でございますので、簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

まず、国際交流基金という組織でございます。外務省所管の独立行政法人でございます。事業の内容については、大きく分けまして3本の柱がございます。1つ目が海外の日本語教育支援、2つ目が文化芸術交流事業、3つ目が日本研究知的交流の推進でございます。また、施設については本部のほか、海外に拠点を23カ国24カ所と、国内には2つの附属機関と京都支部がございます。

それでは、報告書に入りたいと思います。報告書のタイトルのJ F - N E T運用管理支援等業務の「J F - N E T」という言葉がございます。当基金の国内の職員が活用している執務用コンピューターのネットワーク情報基盤のことでございます。このJ F - N E Tを安全かつ安定的に利用することが可能になるように、サービスを提供いただくことが委託業務の内容になります。

まず、事業概要でございます。受託事業者は日本アクセス株式会社でございます。契約期間は、平成27年2月1日から平成30年9月30日となっております。業務概要は、サービスデスク運用サービス、セキュリティ運用サービス、ネットワーク運用支援サービス、サーバ運用支援サービス、システム運用支援サービスでございます。業務内容は報告書に記載をさせていただいておりますさまざまな業務を行っていただいております。また、実施の規模は平成29年8月時点で、ユーザー数549人、サーバ台数108台、クライアント端末数が752台となっております。

2ページ目に行きまして、受託事業者決定の経緯についてご説明をいたします。平成2

6年5月に一般競争入札を行いました。入札参加者は1社であり、かつ予定価格を超えてしまったことから入札不調になりました。入札後、入札参加者に対して不落随契による交渉の可能性を確認したところ、価格交渉は困難であるとの回答を受けて、契約の締結の見通しが立たない状況になりました。

この結果を踏まえて、入札結果参加者に対するヒアリングを実施した結果、現要件のままでは事業者選定は困難であることがわかり、複数の入札参加者が臨めるよう3つの修正を実施しました。1つ目は、入札参加資格要件のうち過去の実績に係る規模の要件の緩和、2つ目は、予定契約期間を36カ月から44カ月への延長、3つ目は、本事業の仕様につき誤解を生じさせないような追記を実施しました。その後、再度入札監理小委員会にてご審議、ご承認をいただき、平成26年9月に再入札を行いました。その結果、入札参加者数が2社あり、より安価な日本アクセス株式会社が落札者になった次第でございます。

次に確保されるべきサービスの質の達成状況についてご説明申し上げます。評価項目は4つございます。1つ目は業務の内容、2つ目はユーザーの利用満足度、3つ目はセキュリティ上の重大障害件数、4つ目はシステム運用上の重大障害件数でございます。1つ目の業務内容については、仕様書の別紙、サービスカタログに示す業務の一部が適切に実施されていないところがございます。2つ目のユーザーの利用満足度については、平均スコアが89.1点で基準スコアの75点を上回る結果になりました。3つ目のセキュリティ上の重大障害件数、4つ目のシステム運用上の重大障害件数はいずれもございませんでした。

3ページ目に行きます。3ポツの実施経費の状況及び評価の本事業の落札金額についてご説明いたします。本業務の落札金額は44カ月で5,280万円でございます。月額に換算すると1カ月あたり120万円となります。経費削減の効果については、前回落札額における月額価格比で1カ月あたりの経費が48万9千円の削減となり、削減率は29.3%となりました。また、支出額における月額価格比では、1カ月あたりの経費が17万9,200円の削減となり、削減率は15.7%でございます。

4ページ目にまいります。(3)番の遅延損害金及び契約月額の調整がございました。契約開始日以降契約月額の調整は3件ございました。1件目は、仕様書に基づく準備作業を契約開始日までに完了することができなかったことに対して、遅延損害金を請求した期間がございます。2つ目は委託事業者と当基金との間において、サービスレベルにおける解釈に齟齬があり、双方協議の上覚書を締結し減額調整を行いました。現在に至っており

ます。3つ目は、常駐要員2名を維持できない期間が生じたことに対して、減額調整を行いました。

4番目の受託者からの改善提案による改善実施事項については、この間特にございませんでした。

5番目の全体評価について説明をいたします。まず、「市場化テスト終了プロセス及び晋プロセス運用に関する指針」における市場化テストの終了基準を踏まえて、まずは項目別にご説明をさせていただきます。

1つ目、事業実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等がなかったかという点については、事業実施期間中業務に係る法令違反行為等の実績はございませんでした。委託事業者に対する業務改善指示は実施いたしました。2つ目でございます。当基金において実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えている、もしくは評価委員会等を設けることが予定されているかという点については、当基金には監事及び外部有識者で構成された「契約監視委員会」という契約の点検・見直し等を行う委員会が設置されており、実施状況報告のチェックを受ける仕組みはございます。3点目、入札にあたって競争性が確保されていたかという点については、本事業入札においては2つの会社から応札があり、競争性は確保されていたと考えております。4つ目でございます。対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているかという点については、サービスデスクの利用者に対する満足度のアンケート調査を過去3回実施した結果、基準スコアを上回る89.1点でございました。5つ目です。従来経費と契約金額等を比較した結果、経費削減の点で効果をあげているかという点については、契約金額の月額価格比では従来経費からの削減率は29.3%であり、支出月額費の削減率は15.7%でございました。6つ目として、次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を継承する見込みについては、基本的に従来の実施要項の内容を継承しつつ必要と思われる修整を加えていきたいと考えております。

以上6点が、個別の評価の結果でございます。全体的な評価としては終了基準をクリアした項目がある一方、クリアできなかった項目もございます。また、本事業の受託事業者と当基金との間において、サービスレベルの認識の齟齬による調整作業が生じ、契約金額の調整も行っていることから、契約上のサービス水準を満たすことはできなかったと評価しております。

最終ページですが、次期入札の見通しでございます。4点ご説明をさせていただきます。

今回一般競争入札の最低価格方式で業者選定を行いました。次期入札は業者の質を担保するために、総合評価方式での入札を実施することを検討しております。仕様書については現状を踏まえて、要求するサービスカタログの内容見直し、業務内容の適正化を図ることを考えております。3点目入札審査の配点については、本事業を円滑に進めるためには常駐要員の資質に加えて、やる気やコミュニケーション能力も必要でございますので、提案書及び面接を実施し、入札の際の技術点の配点を高めに設定することを考えております。その他の手続として、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をする所存でございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価について総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、事務局よりJF-NET運用管理支援等業務の評価（案）についてご説明を差し上げます。資料Aに沿って説明させていただきます。

ローマ数字のⅠの「事業の概要等」についてです。基本的には、今ご説明がございましたので省略させていただきます。入札の状況につきましては、2社応札で受託事業者は日本アクセス株式会社でございます。契約金額は5,280万円となっております。

続きまして、ローマ数字Ⅱの「評価」でございます。Ⅰの概要です。結論といたしましては、サービスの質の確保という点について課題が認められ、総合的に勘案した結果改善が必要であるとしております。Ⅱの検討の(1)評価方法につきましては、平成27年2月から平成29年7月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費の観点から評価を行うものでございます。

2ページに進んでいただきます。(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、確保されるべき質の達成状況につきまして4項目挙げております。下3項目については達成されております。1項目目につきましては、仕様書に示す業務を適切に実施することとしておりますが、一部につきまして適切に実施できないところがありました。また、それに伴い契約金額等の減額措置等も行っていることから、サービスの質全体としては達成されていないと評価しております。

続きまして、3ページ目の(3)、実施経費についてでございます。経費全体としては、市場化テスト前と比較して15.7%、月額平均18万円減少しております。先ほどもご説明があったとおり、「検討」の下の表のA、イ、ウのように、月額金額の減額調整等を行っておりまして経費の削減効果があったということとはできないと評価しております。

以上を踏まえまして、4ページ目の(4)、評価のまとめでございます。競争性の確保につきましては、2者応札であり一定の競争性が働いたと認められます。サービスの質の確保については、仕様書に定められた業務の一部が適切に実施されず、また経費についても、前述のとおり減額措置を行うなど公共サービスの質の維持向上が実現されたものと評価することはできないとしております。また、国際交流基金におきましても、次期については上記を課題と捉え、仕様書の一部変更など検討することとしております。

最後、5ページ目に行っていただきます。以上を踏まえまして、サービスの質の確保という点において課題が認められ、本事業においては良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。そのため、次期事業については課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 説明ありがとうございます。教えていただきたいのは、今回の遅延、「準備作業契約開始までに完了することができなかった」というところがあります。こちらの原因について、引継ぎがされていたのかどうかも含めて教えていただければと思います。

○高橋課長 まず、ご質問ありがとうございます。前業者との引継ぎは行っています。行った上で、準備完了報告書を契約開始前に完了して提出していただくことが1つの条件でございました。結局、準備ができなかったというか、報告書自体がなかなか出てこなかった事実がございます。

○早津専門委員 そうすると、報告書が出てこなかったというのは、先方が報告書の作成ができなかったということですか。

○高橋課長 そのとおりでございます。

○早津専門委員 その作成できなかった原因は何ですか。

○高橋課長 そこは、おそらく前業者との引継ぎプラスこのJ F - N E T運用支援をする上で、この現業者さんが自分たちが何をすればいいのかという判断がなかなかできなかったのではないかと推測しています。

○早津専門委員 これは、報告書というのは仕様書に何を準備にあたって報告するかはもう書かれていますか。

○高橋課長 はい、書いてあります。したがって、我々としては契約開始日前にきちんとした準備、きちんとした知識、そういうものをしっかりやっていただかないと、業務がスタートできないということで、仕様書にもきちんと準備管理報告書の提出期限は定められております。にもかかわらず、最初からそのつまずきがございました。

○早津専門委員 ありがとうございます。

あと、イで、国際交流基金さんが求めるレベルに達していなかったというサービスレベルの認識の齟齬というお話がありました。これも具体的にどういうことなのか教えていただければと思います。

○高橋課長 一番苦労したところが、我々はITシステムの専門家の方に支援をいただかないとなかなか組織のシステムが回らないところがございます。実際に常駐に来てくれた方々のシステムのITスキルというか、知識が不足していました。我々が求めるのは、いろいろなトラブルがあった際にはあらかじめ専門的な観点から「今回こういうトラブルがあって、選択肢がA、B、Cありますが、どうしましょうか」というような形を求めています。そういうような提案がなく、直接的に「これ、どうしましょう」というような議論が非常に多かったと聞いております。結局、その分我々システム管理課員が本来想定していなかった打ち合わせがどんどん増えていって、業務負担が増えていったところがございます。

○早津専門委員 見直しのところで、配点で面接の実施も入っていたので、この面接の実施のご説明のところにコミュニケーション能力というお話もあったかと思えます。そうしますと、今のお話と絡むのかと思いました。質というのが能力としての、能力が達していないということなのか、コミュニケーション能力の問題なのか、それともどちらともなのか。例えば、技術であれば資格を求めるなり、ないしそういう客観的なもので測定できるのかと思いました。

○高橋課長 常駐者2名をつけているのですが、ITスキルはあるけれどもユーザーに対するサービス精神が欠けていらっしゃる方がいたり、逆にユーザーに対して、ユーザーというより職員に対するサービス精神はとてもあるけれども、ITスキルが乏しい方もいらっしゃって、バランスが取れた方を配置頂けなかったと聞いております。

今回の現業者さんの入札については価格競争でやっておりますので、まずここを総合評価方式に変えたいと考えております。一番大事な人は人だと思えます。常駐してくれる方が一定のITスキル、一定のコミュニケーション能力のある方に来てくれないと、いろいろな不都合、不具合が生じるのだとわかってきました。次期入札にはそこがうまくクリアできるような形で、いろいろ検討していきたいと思っております。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○若林専門委員 すいません。先ほどのお話と関係があります。サービスレベルの認識に齟齬があったという部分ですが、その原因として今お話を伺っている限りはどうも先方の業者さんの能力に問題があったと受け止めました。それ以外にも原因として、例えば説明の改善の余地やそういうものについてあったという分析をされているのか。あるいは、普通の業者さんだったらこのくらい言えばわかる、だからこちらのなされる説明についてはあまり変える必要がないと思っていられるのか。今後のことを考えてどのように分析されているのかお伺いしたいと思いました。

○高橋課長 ご質問ありがとうございます。我々が支援いただきたい業務を遂行頂くためには、まずITスキルを持っている方で、かつ一定のコミュニケーション能力がないとなかなか進められませんので、ITスキルを持っているという前提で、我々システムに知識のない者とのコミュニケーション能力の有無も私としてはポイントを置いております。

私はシステム管理課に来て1年半でございます。実はシステム管理課に来る前はシステムのシの字も知らない、スマホを持ったことのない職員でした。私のようにシステムの知識が少ないことを踏まえて話してくれる方もいらっしゃれば、いろいろなシステム用語をどんどん伝えてくれる方がいることに気が付きました。結局、ある程度人を見て話をしてくれないと、我々がなかなか話についていけないところがあることを実感しております。次期入札のときには、その辺も何とかクリアになるような審査の仕方ができないかと思っております。

○若林専門委員 ありがとうございました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 幾つか教えてほしいことがあります。

まず、参考資料の委員限りのサービスカタログ一覧のところではここに網掛けがされているもので認識の齟齬につながるものがあると思います。この中の3ページ目のサーバ／ネットワークの管理のところではここに結構、サーバ／ネットワーク機器の監視・検知、脆弱性対応など、この辺のところは網がかかっています。これは普通、この状態はもし業務だとすると、これをどうお考えかというのは結構重要というか、現実にはそちらの要求と相手のやったことが合わないことになります。多分それほど高いとんでもない要求をしているとは思わないので、これは無事だったからよかったけれどもという話はあまりいいことではないと思います。今の点をどうお考えかというのが1点目です。

それに関連して、扱っている情報に機密情報か、あるいは個人の情報かはないのでしょうかというのが次の質問です。それから、3つ目は今までの話に全部絡んでくるのですが、資料1の3ページ目のところに「セキュリティ上の重大障害の件数」など(3)、(4)が表の中にあります。ここにどちらも「0回だったから確保されている」と書いてあります。これは今のがなければまだわかりませんが、今のことが書いてあって、ここで「だから大丈夫」と言われてしまうと何か一貫性がなくて、「よかったですね」しかないような気がします。何となくこの評価の仕方は「ほんとうにこれでいいですか」というのは、結果として継続なさることについては異論は全くなくて、重々承知いただいているので僕はいいいと思います。今のところの書き方は、今の前提からしたときにどうかと気になるものですから、質問いたします。

○高橋課長 ご質問ありがとうございました。3点ご質問いただいて、すみません、順序を変えてしまいますが。

まず、2番目にご質問いただいた個人情報については含まれていません。3番目のセキュリティ上の重大件数については、委員のおっしゃるとおり、結果論だと思います。

最初のサーバ等の管理については、全く業務ができていないわけではないです。結局、たどり着くのはきちんとした準備ができていなかったというところで、きちんとした知識を持って業務に入れなかったところから一本立ちできなかったです。だから、網掛けをつけているのは、今大きく注目されている減額部分のなぜ減額せざるを得なかったのかというところの当時の状況です。全くできてないわけではないわけです。

○大山専門委員 そういうことね。

○高橋課長 全くできていないわけではないのですが、なかなか準備が追いつかなくて「どうしたらいいでしょう」と繰り返しあったので、この辺はシステム管理課員の残業も結構増えたと思います。マンツーマンで「これはこうしましょう」という形で何とかしのいできた状況でございます。

○大山専門委員 はい。

○石堂主査 少し私から。結局全体的に見ると、基金としては委託したつものものがさっぱり受託者がそのとおりにやってくれない状況が生まれて、ほんとうは委託したはずのものを基金の職員がそれを補完する形でやったという実態だと理解します。そのときに金額の減額をやっていますが、その減額の金額は単に約束どおりやらなかったという違約という意味と、実際に職員が働かざるを得なかったという損害発生と、それを全部勘案した金額になっているのだろうかというこの疑問です。

それから、もう1つは意地の悪い見方になりますが、基金でこれだけのものを委託したと言いながら、そのボリュームは正確にどれと言えないかもしれないけれども、一部にせよ、結局基金の職員自体が対応できたとも言えます。そうすると、今回の評価の最後で、次期に向けて業務の内容を見直す云々あります。要するに、全部を委託する必要はなかったという認識があって、次回の委託からは職員でもやれるところは委託に出さないというお考えもあるのか。この2点をお伺いしたいと思います。

○高橋課長 ありがとうございます。まず、後半のご質問から。このサービスカタログの58項目、我々素人の職員が代われるかということこれは代われません。結局灰色がけのところは二人三脚ではないですが、一生懸命業者さんにこれはどうだと議論を深めて、かつ、常駐要員の後ろには日本アクセスというバックがついていますので、バックアップ要員も含めて何とかきちんと運営してほしいと働きかけていました。したがって、このサービスカタログ58項目を我々職員が肩代わりできるかということ、すいません、できませんというのが2番目の質問でございます。

1番目の質問、減額の根拠ですが、これは相手方との交渉ごとでもありますが、交渉の経緯をこれから申し上げます。当時サービスレベルが追いついてこないことについて、相手方の日本アクセスと交渉を重ねた結果、日本アクセス側は、仕様書上2.2人/月、要は2人常駐で、残り1人は1週間に1回来ることになっていますが、日本アクセスから、2.2人/月だとなかなか基金のサービスレベルに追いつくことができないので、3名常駐させてほしいという提案がございました。ところが、我々は逆に人数が増えると、いろい

ろな打ち合わせがどんどん増えていき担当業務が回らなくなってしまうので、先方の3人体制の提案は受けられませんでした。その代わり、3人/月で対応できるのであれば、我々はそれは受けられないけれども、3人/月から仕様書に書かれている2.2人/月の差額の0.8人/月分を契約金額から減額しましょうと、当時話が決着いたしました。結果としては120万円から88万円で、そこで双方が合意に至った経緯がございます。

○石堂主査 今のその0.8という差は、結局それは向こうが必要だと思っているうち2.2しか認めない、逆に言うと0.8は基金の職員で対応したことになる理解ですか。

○高橋課長 それぞれのサービスカタログの58項目を基金の職員が自ら担当することはできませんが、先方の相談にはきちんと応じて双方協力しながら進めていきましょうということでございます。

○石堂主査 すると、0.8人分の負荷が基金に来たという理解ともまた少し違いますね。

○高橋課長 負荷が基金の職員に来たかというご質問については、おっしゃるとおりだと思います。

○石堂主査 でも、それを損害といいますか、減額の基礎に使ったという合理性はあまりないのかもしれないですね。

○高橋課長 はい。そこは厳密に申し上げますと、その落としどころが正しい算出の仕方がどうかというのは、すいません、私は判断できません。当時基金側と日本アクセスさんとの交渉過程において、このくらいが妥当だろうということになり、この金額になりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議を踏まえまして、本件につきましては民間競争入札で事業を継続するというところで監理委員会に報告したいと思います。ただ、全体を聞いていて、他の件名の評価で質が若干守られなかったというものは異質な感じがします。次回からはこういうことの起きないように十分注意していただきたいと思います。

○高橋課長 はい。

○石堂主査 それでは、本日はどうもありがとうございました。

○高橋課長 どうもありがとうございました。

(独) 国際交流基金退室、厚生労働省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、厚生労働省の教育訓練講座受講環境整備事業の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、厚生労働省人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室の外山調査官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○外山調査官 承知いたしました。若年者・キャリア形成支援担当参事官室調査官の外山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、このお手元の横のポンチ絵で、事業の概要につきまして最初に簡単にご説明させていただきたいと思ひます。今回ご審議いただきますのは、教育訓練給付制度の対象になります教育訓練講座の指定に関する事業でございます。この事業の概要をご説明する前に、その前提となります教育訓練給付制度そのものについてご説明をさせていただければと思ひます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目、こちらをごらんいただけますか。この教育訓練給付制度ですが、こちらは雇用保険の財源を元に、労働者の方が費用を負担しまして厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を教育訓練給付として給付する制度でございます。この給付制度は専門実践教育訓練給付と一般教育訓練給付という2つの制度に分かれております。それぞれ専門実践教育訓練給付の場合は、受講費用の40%を6カ月ごとに支給しまして、さらに訓練終了後1年以内に資格の取得等をして就職した場合に、追加で受講費用の20%を追加支給すると。一方、一般教育訓練給付は、受講費用の20%を受講終了後に支給するという制度になっております。詳しい制度の指定の基準などはこちらの表に書いておりますとおりです。本日は時間がございましてので割愛させていただきます。こういった指定の基準などにつきましては、厚生労働省のホームページなどでも公表しております。

この指定に係る手続につきましては、専門実践教育訓練給付も一般教育訓練給付も、基本的に同じ枠組みで決まっております。基本的には、各教育訓練機関は自ら運営する講座について、厚生労働大臣の指定を受けることを希望する場合に、厚生労働省に対して必要な書類を用意して申請を行うと。訓練機関側から申請をしていただくことを前提としております。両制度とも指定の有効期間は3年となっております。3年後に再指定を希望する場合には、再度再指定の申請をしていただくこととなっております。

では、戻りまして1枚目です。本事業の概要につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

この教育訓練講座受講環境整備事業の概要が中段に書いてありますとおり、基本的には

教育訓練給付制度の指定を受けたい教育訓練機関が申請をしてきた場合に、この審査にあたる調査等を行うこと、それから、あわせて審査後システムに必要な情報などを入力してデータベースを構築しております。データベースは、基本的には、受講希望者の方がこういった教育訓練講座があるかなど検索する上で使われたりするものです。こういったシステムへのデータ入力、それから審査が終わりまして、講座が指定または不指定になった場合にそれぞれ通知を行うものです。こういった講座の申請に前後するいろいろ付随する業務の支援を行う事業になっております。指定講座数は平成29年4月現在で一般教育訓練が1万強、専門実践教育訓練が約2,400ございます。この有効期間が3年ですので、それに見合った再指定申請があると。あわせて、新規の申請がございます。再指定申請と新規申請合わせて見合ったような数の申請が来るものでございます。

事業の詳しい内容につきましては、この後白川からご説明させていただきます。

○白川職業能力開発指導官 失礼いたします。若年者・キャリア形成支援担当参事官室の白川と申します。私から今回の実施要項についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本事業の内容につきまして、実施要項に基づきまして具体的に説明いたします。こちらお手元の実施要項の2ページからごらんいただけますか。2ページの(4)に事業の業務内容を書かせていただいております。こちら①のイから具体的な事業の項目が書かれております。1つ目が、イの教育訓練講座指定に係る照会対応です。こちらが先ほど外山から申しましたとおり、教育訓練給付の指定については教育訓練機関からの申請を前提としておりますので、教育機関から申請手続について問い合わせがございます。そういった場合に問い合わせに対応していただくのがイです。それから、ウについては、こちら今回設定させていただいている目標にも関連してまいります。本事業のある意味中核的な業務の部分です。調査票の受付と調査で、教育訓練機関から提出があった申請の書類について申請に必要な書類一式がきちんと整っているかどうか。それから、指定基準を満たしているかの一次チェックをしていただくと。こちらは厚生労働省の厚生労働大臣指定なので、あくまでも最終の審査は厚生労働省で行いますが、それを複層的にチェックをしていただいて、厚生労働省の審査がより効率的かつ正確に行われるように下審査をしていただきます。それから、下審査をしていただいた結果、その調査結果の報告をしていただく、こちらがウの業務でございます。それから、エの業務については、こちらは調査票の内容データ作成です。受け付けた調査票の内容について、システムに取り込めるようなデータ

の形式に打ち換えていただくと、データの形式を変える作業でございます。それから、オについては、教育訓練給付制度情報管理検索システムへの出入力処理です。先ほど外山から、システムがあると申し上げました。こちら、教育訓練給付制度に申請があった講座の情報を一元的に、電子的に管理するとともに、指定講座については一般の方が教育訓練給付制度にご関心を持っていただいたときに、どのような指定講座があるのかインターネットで検索できるシステムがございます。そちらのシステムにも反映されるように、先ほどエのところ打ち換えたデータをシステムに取り込む作業を行っていただくと。

最後、②と③に書かせていただいているのは、既に指定を受けている講座の変更や廃止に関する届出があったときの処理をしていただくと、こういったところでございます。

これらの業務に関するさらに細かい作業項目については、27ページの別紙1で事細かに書かせていただいております。多少ごらんになると「こんなにあるの？」という感じになるかもしれません。ある意味、作業の抜け漏れをなくすように事細かに書いている、抜け漏れがないように丁寧に書いておくものでございます。

それから、別紙2と3として、この27ページ以降3年間の作業の年間スケジュール、必要な納品物について記載をいたしております。具体的に受託者がこの事業を受託した場合に、何をしなければいけないのかをわかるようにしておくことでやらせていただきました。

次に、この事業に関して、契約の実施の状況の推移とこれまでの取組みの内容、今後どのようなことに取り組んでいくのかについてご説明いたします。先ほど外山のご説明の中で、ごらんいただいたポンチ絵をもう一度ごらんください。さらに、こちらの契約状況の推移についてです。

本事業の平成26年度以降の契約状況については、いずれも1者応札となっております。中央職業能力開発協会に受託してもらっています。競争性の改善の取組として、こちらのポンチ絵の2枚ものでいうと3ページ目でございます。ここにこれまで我々が行ってききました取組を①から④まで書かせていただいております。ただし、いろいろと工夫はしてきたものの、結果として1者応札が続いておりますので、来年度以降市場化テストを導入し競争性を確保することで一層の取組を行わせていただきたいと思いますと思っております。

具体的には、「これからの取組」の欄にあります。①から③の取組で、まず契約期間の延長、今まで単年度事業であったところを3年間の事業にする。それから、②公告期間の確保で、平成29年度の26日以上を確保する。③の公告時期の早期化で、平成29年度の

1月23日より早く公告を実施することを設定しております。①から③まで、実施要項にも反映しております。また、このポンチ絵には書いておりませんが、引継ぎの時期についても今まで3月下旬以降引継ぎと書いておりましたが、今回の実施要項では3月上旬から引継ぎをするということで延長するようにしております。その他、委託の仕様や評価基準についても細かいところを見直しております。これは後ほどまたご説明をさせていただきます。

それから、新規参入の検討に資するように過去の事業実績や見込みについても今回開示いたしております。こちらは実施要項の別紙4と5に書いております。ページで言いますと、43ページ以降でございます。こちらで現在の受託者さんが事業を行うにあたって処理をしていただいた調査件数、照会件数、発送文書数、実施事業の実施に必要な経費、人員、時間、施設設備等について幅広く開示をさせていただいております。また、今後の見込みについても、予測がある程度の蓋然性で可能な部分については書かせていただきました。

最後に、企画書のひな形も今回別紙7として提示をしております。企画書の枚数の上限も今回20枚で新たに設定いたしました。また、企画書に記載しなければいけない事項も今回合わせて精査をしております。

先ほど後述いたしますと申し上げました仕様や評価基準の見直しについて、具体的に何を行ったかご説明をさせていただきます。実施要項で言いますと、5ページ目に施設の要件がございます。この施設の要件で、本事業を実施していただくにあたってどのような施設設備が必要かを書いております。こちらについて、費用分担がわからないような仕様になっておりましたので、今回ここについてきちんと委託費から支弁できますと明確にするようにしております。

また、先ほど申し上げましたとおり、別紙1、2として、業務の実施を行うにあたって具体的に必要となる詳細な作業項目や3年間の業務スケジュールについて見通しを持てるような実施要項としております。

また、評価基準について、今回抜本的に見直しをしております。評価基準については、別紙6-2で51ページです。今回参考として、お手元には直近の過去の評価基準についても置かせていただきました。今回は抜本的に見直しを行いまして、評価にあたってまず重視している点を明確化いたしました。これまで抽象的な文言があったところを今回は削除いたしまして、何を特に重視しているのか。例えば、作業の効率性アップ、事業の処理

誤りの防止、それから事故や作業の遅延が生じたときのリカバリー、そういった点において特に創意工夫を求めていますということがわかりやすくなるように、今回心がけております。また、組織の経験能力におきまして、これまでは本事業と類似の調査業務の実績を有することを必須、それから任意、ともに基準に設定していました。本事業の類似の調査業務というと、かなり狭まった形を連想させてしまうところがあります。入札しようとする方を制限してしまうところがあると考えたものですから、今回は統計調査や世論調査等広く調査業務の実績があればよいと明示をしております。また、これまでの評価基準においては、優れた情報収集能力、それから業務を遂行する上で有効な資格といった少し抽象的な基準や、幅広い知見、ネットワークといった現行の事業者さんに有利となり得るような基準について設定をしていました。今回その必要を改めて検討した結果、そういった記述は削除させていただきました。最後に、過去の評価基準では、業務従事者が調査内容について専門的な知識、知見を有することを必須条件にしております。そうすると、既に専門実践教育訓練給付、一般教育訓練給付についてかなり詳しい知識を持っている人でないと入札できないのかとなってしまいますので、その点についても緩和をしております。こういった点によりまして、新規の参入の事業者さんにとってわかりやすく、また現行の事業者さんと比較して不利になることのないようにと抜本的に見直しをさせていただきました。

少しスピードを速めていきたいと思っております。目標の設定でございます。3ページから4ページに、本事業のサービスの質に関する目標の設定を書かせていただいております。少し時間が延びてしまっておりますので、逐一読み上げることは割愛いたします。ここで目標を設定している調査結果報告は、先ほど事業概要でも申し上げましたが、講座指定申請のあった案件について申請に必要な書類が整っているか、外形的な指定基準が満たしているか等のチェックを行い、終了したのから順次厚生労働省に対面で報告を行っていただくというこの行為についての目標を3つ設定をしております。本年度まで例年週に2回程度のペースで厚生労働省に報告をしていただいておりますので、その質、それからスピードなどについて3つ設けております。本事業の場合、申請のあった案件については、これは100%もれなく調査を行っていただくことが大前提です。調査の件数ではなく、当該調査業務のスケジュールの遵守や正確性の確保、それから委託者である厚生労働省との間で必要な連絡が行われているか、そういったところの質の観点から目標を設定させていただいております。

最後に、入札参加資格についてです。8から9ページに書かせていただいております。これは厚生労働省の委託事業の全般において、一般的に設定している事項を設けているものでございます。競争性を阻害するような内容にはなっていないと私どもは考えております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。いろいろ改善はされていると思いますが、入札している人が1者しかいないということが続いているので、この業務の特殊性があるのではないかと思います。

新しく改訂されたこの評価のところ、総合評価の51ページです。必須項目の「調査内容に対する専門知識」で、教育訓練給付制度云々に関する「十分に説明できる能力がある者」と書いてあります。あと知見を持っていると。これは見た業務内容によると、こういう制度やこういうことに対する知識が必ずしもなくても、調査業務をきちんとできる能力を持っている会社であれば実行できるような内容に思います。その辺はいかがかと思えます。

○白川職業能力開発指導官 ご質問ありがとうございます。こちらについては、今回、基準を「研修等を行うことで十分に説明できる能力がある者を配置することができるか」というように緩和しており、実際に入札をいただくときの能力としては調査業務、多くの量の調査について効率的に調査を行って間違いなく整理をする能力があればよろしいかと。その上で、実際に審査を行っていただくときには、教育訓練給付についての知識が必要となってまいりますので、企画提案のときに、そういった知識をどのように作業員の間で共有化していくかという予定、計画をあわせてご提案いただければ、それも踏まえて評価をさせていただきたいと思っております。ですので、必ずしも提案時点でこの教育訓練給付の制度について詳しく専門的な知識を持っていただくことを必須としているわけではありません。

○井熊副主査 調査会社はいろいろな会社や行政機関の調査を行っていて、普通その分野に対する専門知識を持っていないのが普通です。持っていないけれども、ある程度最低限のことは把握しながら調査を行っているとします。ですから、きちんとした調査の実績

があれば、あえてこのようなことを書かなくても調査会社が普通に持っている能力なのではないかと思います。

○白川職業能力開発指導官 最初は専門的知識を持っていなくても徐々にやっていく中で、当然必要な作業は行うことができるだろうというご指摘かと思います。おそらくこの書きぶりが、少し要求が多いように見えてしまうというご指摘かと思います。入札を考えられる方に過度な専門知識の要求がされていると見えないように、書きぶりを見直したいと思っています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○梅木副主査 契約状況の推移を見たときに、説明会の参加者数が1者、2者、5者、2者と非常に少ないところが気になる場所としてあります。いろいろ工夫されて競争性を高めるように努力していらっしゃるのわかります。こういった調査ができるような候補となる団体にこちらから働きかけて説明会に来るように促すことは、これから検討されていますか。

○白川職業能力開発指導官 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりで、説明会の参加に来ていただければそもそも事業について知っていただけないだろうということで、この後実施要項についてお認めをいただければ、調達の際にはご指摘のあったようなリサーチ会社の業界団体さん、人材開発に関する事業を行っている事業者さんが参画している団体、そういった団体の代表的なところに我々から積極的に周知をさせていただくことを予定しております。

○梅木副主査 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 ヒアリングの状況及び結果のところでは、ヒアリング28年度、29年度と3者、1者とヒアリングされた記載があります。このヒアリングを受けて内容的に業者が、概要はここに体制面で十分に活かすことができないと判断とあります。例えばこれはどういう面、どういう意味、具体的な理解といますか、これをこのヒアリング結果を受けて検討したことを教えていただきたいと思いました。あと、このヒアリング結果が、これからの取組にどのように反映されたのか教えていただければと思います。

○白川職業能力開発指導官 ご指摘ありがとうございます。実際には体制面で十分に満たすことができないと判断された事業者さんが複数ございました。これについては具体的にどこがということでご意見があったわけではないです。翻って考えると、今回情報の開示

をさせていただいておりますが、過去の仕様書は、少し見ただけでは、一体どの程度の人数でどれくらい時間がかかるのかが予測できないということが、多分に反省点としてあったと思っております。

また、ヒアリングをした中では、ここには書いてはいませんが、業務の繁忙期と公告期間が重なってしまって、年度末に調達を行うことが多いものですから、業務の繁忙期と公告期間が重なるのでどうしても提案の余力がないという声も聞かれております。そういったご意見については、今回公告期間をできるだけ早めるとともに、公示の期間を長めることに反映させていただくことと、それから最初のご説明のときに申し上げました現行の事業者さんの事業の実施状況の開示で、何人で何時間程度どれくらいのお金をかけてやっているのかを開示することで、ある程度新しい事業者さんにとっても「大体この程度で現行の事業者さんがやっているのであればできる」「これぐらいの期間があるのであれば企画してみようか」などと感じていただけると考えております。また、今回企画書のひな形もつくり、上限を20ページと設定をさせていただいております。これらの取組によって、新規事業者さんが参入するときに考えなければいけないことを減らせていると考えております。

○早津専門委員 これは規模感というわけではないですか。業務の規模が大きいからなどそういう機関ではないと伺ってよろしいですか。例えば、新規参入を促す対象として今リサーチ会社も出てきたかと思えます。このリサーチ会社さんは、この委託事業の流れのこの①から⑥までこういうものを全て包括して通常やられているのですか。業界の理解がこちらはないので教えていただければと思ったのですが。

○白川職業能力開発指導官 一般的なリサーチ会社さんにとって……。

○早津専門委員 この①から⑥のうち、やりにくいものがないのかどうかという……。

○白川職業能力開発指導官 なるほど。調査会社さんといってもなかなかまちまちなので、一般にお答えするのが難しいです。調査会社さんの中では、例えばデータの入力であったり、それから打ち換えであったりというのをやっていない事業者さんもあるかもしれません。ただそういったところに関しては、この事業でいうと再委託は当然可能です。①から⑥全部やれないからなかなか難しいということではないと我々は理解しております。

調査の件数の規模でいいますと、一般的な例えば役所がやっているような調査であったり、それから世論調査と比べてとても規模が大きい調査であるとは思っておりません。「調査の規模が大きすぎてちょっと」ということではないのではないかと理解しております。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 私から少し細かい話ですが、4ページと5ページのところです。4ページに「ウ」とありまして、調査業務の情報共有・進捗管理の観点があります。これは配点が10点となっています。これは進捗管理という話になると、要するに作業途中できちんとやっていますかというためのものと理解されると思います。これは上の「ア」「イ」でもってそれぞれきちんと期限を守れ、あるいは調査結果の質の観点がある中で、この「ウ」がなぜ必要なのかということです。途中きちんとやっているかをなぜチェックしようとするのか。しかも、配点が10点というと、いわばここをきちんとやっていなくても大勢に影響はないと。その両面からこれは何のために置かれているものかというのが1つです。

それから、5ページのサービスの質の確保のための施設要件等です。「厚生労働省から1時間以内でないため」とあります。これは業務をやっている途中で、厚生労働省とこの実際に業務をやる箇所の間でしょっちゅう行き来があるということを前提としているかと思います。それは行き来そのものが必然のものなのか、なぜそれが発生するのかという辺り、その2点をお聞かせ願いたい。

○白川職業能力開発指導官 ご質問ありがとうございます。

後者からご説明させていただきます。おっしゃるように、厚生労働省と受託者さんと定期的に打ち合わせを行っております。具体的には審査にあたっては、申し上げましたとおり、本事業の受託者さんがまず下審査の調査を行いまして、その状況について厚生労働省に報告をいただきます。報告があったものから、実際に厚生労働省が本審査を行う形でございます。件数的にも、受託者さんが案件について全部下審査をして、それについて「では、何百件お願いします」と受け渡しをするのではないです。定期的に、具体的には週に2回のペースで、受託者さんの調査が終わったものから、都度という形で厚生労働省に報告をいただいております。ですので、厚生労働省から受託者の作業をしている場所に週に2回出向きまして、実際に打ち合わせをして情報の共有を行っている関係でございます。そういう意味では、厚生労働省から出向くときに2時間、3時間かかってしまうと、どうしても作業が効率的ではないと設定をさせていただいている要件でございます。

それから、ご質問の1点目については、こちらは調査業務の情報共有と進捗管理で、本事業は、扱う調査件数がかかなり多いものがございますので、定期的な対面での打ち合わせが終わった2～3日後に「前回の審査のところで問題になった点はこうでした」、あるいは「前回の審査で全体のスケジュールのうち作業はここまで進みました」「次回の打ち合わ

せのときでは、ここまで報告ができそうです」など、そういった対面ではない、メールであったり、電話であったりの情報共有が正確で、かつ効率的な審査にあたっては非常に重要でございます。地味な作業ではありますが、そういったこまめな情報共有をとっていただけることが、委託者の厚生労働省としては非常に重要になってまいります。なので、こちらは配分としては低いのですが、そういった連絡調整、連携をきちんと取っていただくことの重要性をもって、10点をつけさせていただいております。

○石堂主査 わかりました。最初の概ね1時間のほうは、週に2～3回そういうものがあるのはわかりました。情報共有と考えれば、情報が動けばいいのであって、人がわざわざ動く必要がなぜあるのかというのは疑問として残る。それは結局、業務が全部紙ベースで行われているからなのかという感じがします。この業務全体についてのデジタル化というのは大げさかもしれませんが、情報化という構想のようなものはないですか。

○白川職業能力開発指導官 現時点においては、現行で行っている審査に関していうと、電子媒体で確認をするのがなかなか難しい状況ではございます。審査の申請の紙以外に、カリキュラムであったり、施設をどういったところで教育を行っているかという情報であったり、ある程度参考資料のようなものもつけて1つの紙ファイルのような形で申請をいただいております。実際には、全く同じ紙ファイルを同時に見ながら、「この部分はこうで、この部分はこの参考資料のここから確認できて」といった、同じ資料で突き合わせて審査をすることが、効率的な審査につながっていると実態としては考えております。今すぐにこれを電子化するのは、なかなか現実的には難しいのが率直な現状でございます。

一方で、こういった申請に関して電子化をしていくべきではないかということ、これは業務のIT化、効率化、それから、それが申請者の方にとってより効率的な申請につながるのであれば、それは持っていくべき方向性だと理解しております。来年度の調達からいきなりそれを反映するのは、システムの開発が必要になってくるので難しいですが、それはそれでご指摘として、中長期的に考えなければいけないと我々は思っております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

○若林専門委員 細かい文言に関することです。要項の6ページの(5)業務の引継ぎのところですか。これは①が現行から次期へ、②が次期から次々期への話だと思います。いずれも引継ぎが生じるのは、受託者に変更が生じた場合だと思います。②だけわざわざ「受託者の変更が生じた場合の」と強調して書かれているのはわかりにくいというか、①と②

と単に時期的なことの違いだけで、内容は同じはずなのに少しわかりにくいかと感じました。

多分ひな形がこうなっているのかと思いました。特に、同一の会社がずっと受託しているこの事業で「変更が生じた場合には」と強調して書かれているようにも見えるので、印象的にも同一の事業者が続けることを前提にしている印象を持たれてもよくないです。ここは統一したほうがいいのかと思います。

以上です。

○白川職業能力開発指導官 ご指摘はおっしゃるとおりだと思いますので、修正させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○早津専門委員 すいません。先ほどのお話で教えていただきたいのですが、対面の必要性のお話の中で、デジタル化というお話があったかと思います。単純に考えますと、紙媒体であっても、送って情報を共有した上でやり取りをするのがアナログな感じでも十分できるとは思いました。厚労省さんではそもそも情報をご自分たちでは持たずに、先方のみで管理することが必須条件だという認識をこちらが持ったほうがいいですか。双方が同じ紙媒体の情報を2つ有することはNGなのか。

○白川職業能力開発指導官 必ずしもそういったことではございません。コピーができないというわけではございませんが、申請者から受託者に直接申請書を郵送していただいています。その郵送を受けたものを、受託者さんが必要なものが全部整っているかどうか確認をしてもらうことになっています。もし、同じものを厚生労働省が持つとなると、それ全部コピーをとって、厚生労働省に受託者のところから送る作業が発生してしまいます。その作業自体を割愛していると思っていただいた方が正しいかもしれません。

あとは、打ち合わせのときの時間です。20～30分で終わるような話であれば、おそらく電話でやり取りをするということでもよいかと思います。大体時間でいいますと、1日数時間はかかってしまうような感じでございます。そこは現状電話でやり取りをして済ますのは難しいかと思っています。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 今の最後のやり取りからは、一次審査、それで厚労省による本審査と、かなりかぶっているのではないですかという印象を持ちます。一次審査でオーケーした部分はいいですねということで、その先厚労省としてチェックすべきところはチェックするので

はなくて、一次審査でやった内容をさらにそれでいいのだろうか、厚労省がもう1回やるからそんなに時間がかかるのではないかと。素人の感じ方かもしれませんが。

それから、先ほど挙げられたいろいろな書類が添付書類としてつくのも、今の技術からいって、それが電子データ化できないものはまずないと思います。だから、ぜひ紙に頼らない方向の検討を、今後進めてもらえればありがたいと思います。

○白川職業能力開発指導官 かしこまりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局は何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、そうたくさんではございませんが、幾つかご指摘もあったようでございます。本実施要項（案）につきましては、厚労省さんにおかれまして引続きご検討いただきまして、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認をした後に、意見募集を行うようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —